

各 位

平成 25 年 1 月 31 日

会 社 名 e B A S E 株式会社
(コード番号：3835)
本 社 所 在 大阪府大阪市北区豊崎五丁目 4 番 9 号
地
代 表 者 代表取締役社長 常 包 浩 司
問 合 せ 先 取 締 役 窪 田 勝 康
執行役員 C F O
電 話 番 号 TEL (06) 6486-3955 (代表)
U R L <http://www.ebase.co.jp/>

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年1月31日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更の目的

当社株式の流動性を高めることを目的として株式の分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。株式の分割及び単元株制度の採用により、投資単位の金額を実質的に現在の4分の1に引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ります。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年3月31日（日曜日）〔当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年3月29日（金曜日）〕を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき400株の割合をもって分割いたします。

なお、本株式の分割に際しまして、資本金の額に変動はありません。

(2) 分割により増加する株式数（平成25年1月31日現在の発行済株式総数にて試算）

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 14,739株（注） |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 5,880,861株（注） |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 5,895,600株（注） |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 16,000,000株 |

（注） 上記株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成25年 3月11日 (月曜日)
- ② 基準日 (※) 平成25年 3月31日 (日曜日)
- ③ 効力発生日 平成25年 4月1日 (月曜日)

※当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年3月29日 (金曜日) が基準日となります。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割の概要」の効力発生日である平成25年4月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年4月1日 (月曜日)

(参考) 平成25年3月27日 (水曜日) をもって、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「2. 株式の分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項ならびに第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年4月1日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰下げいたします。
- ④ 第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所となります。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,000,000株</u> とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>)
	第7条 <u>当社の単元株式数は、100株と</u> <u>する。</u>

<u>第7条～第34条</u> (条文省略) (新設) (新設) (新設)	<u>第8条～第35条</u> (現行どおり) <u>附則</u> <u>第1条</u> <u>第6条の変更及び第7条の新設、それ</u> <u>に伴う条数の繰下げは、平成25年4月</u> <u>1日から効力を生じるものとする。</u> <u>第2条</u> <u>本附則は、前項の効力発生日をもって削</u> <u>除する。</u>
---	---

5. 新株予約権行使額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成25年4月1日(月曜日)以降、以下のとおり調整いたします。

新株予約権	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第7回新株予約権 (平成17年6月29日株主総会決議)	平成18年5月8日	185,000円	463円
第8回新株予約権 (平成21年6月22日株主総会決議)	平成22年5月18日	235,410円	589円
第9回新株予約権 (平成23年6月27日株主総会決議)	平成23年7月11日	198,129円	496円

<ご参考>

1. 今回の株式分割に際し、当社資本金の額の変更はありません。
2. 今回の株式分割は平成25年4月1日を効力発生日としておりますので、平成25年3月期期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。そのため、本資料の発表日現在において、配当金予定金額の変更はありません。

以 上